

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 船橋駅北口市街地再開発ビル・船橋東武ビル
- 2 所在地 船橋市本町七丁目3番ほか
- 3 建物設置者 中央三井信託銀行株式会社 代表取締役 奥野順ほか
- 4 小売業者名 (株)東武百貨店ほか (業種：総合店ほか)
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前) 午前10時 (一部は午前7時)  
(変更後) 午前10時 (一部は年間20日午前9時、一部は午前7時)
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時～午後11時  
(変更後) 午前8時～午後11時 (一部駐車場で変更)
- 6 変更年月日 平成23年6月14日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年6月13日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年6月28日～平成23年10月28日
  - (3) 説明会 平成23年6月29日説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 船橋市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成23年11月1日通知

<理由>

- (1) 今回の届出は、一部店舗の開店時刻を年20日に限り1時間繰り上げ、それに併せて一部駐車場の開場時間を繰り上げるもので、店舗周辺に住宅がないことなどから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する船橋市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：36,736㎡
- 2 駐車場の収容台数：614台
- 3 駐輪場の収容台数：240台
- 4 荷さばき施設の面積：4,524㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：141㎡
- 6 開店時刻：午前10時 (一部は年間20日  
午前9時、一部は午前7時)  
閉店時刻：午後9時 (一部は午後11時)
- 7 駐車場利用可能時間帯：午前8時～午後11時
- 8 駐車場の出入口の数：9か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前6時～午後6時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 スカイプラザユーカリが丘
- 2 所在地 佐倉市ユーカリが丘四丁目1番地1
- 3 建物設置者 山万株式会社 代表取締役 嶋田哲夫
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社ほか (業種: 総合店ほか)
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の出入口の数及び位置
    - (変更前) 6か所
    - (変更後) 4か所
- 6 変更年月日 平成23年7月5日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年7月4日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年7月15日～平成23年11月15日
  - (3) 説明会 平成23年7月21日説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 佐倉市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年12月6日通知

<理由>

- (1) 今回の届出は、駐車場の自動車の出入口の数及び位置を変更するものであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する佐倉市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積: 16,827 m<sup>2</sup>
- 2 駐車場の収容台数: 878台
- 3 駐輪場の収容台数: 210台
- 4 荷さばき施設の面積: 181 m<sup>2</sup>
- 5 廃棄物等の保管施設の容量: 88 m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻: 午前9時 (年間60日午前8時)  
閉店時刻: 午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯:  
午前8時30分 (年間60日午前7時  
30分) ~翌午前1時
- 8 駐車場の出入口の数: 4か所
- 9 荷さばき可能時間帯:  
午前6時30分~午後8時30分

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 スカイプラザユーカリが丘
- 2 所在地 佐倉市ユーカリが丘四丁目1番地1
- 3 建物設置者 山万株式会社 代表取締役 嶋田哲夫
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社ほか（業種：総合店ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻
    - （変更前） 午前9時（年間60日は午前8時）
    - （変更後） 午前8時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - （変更前） 午前8時30分（年間60日は午前7時30分）～翌午前1時
    - （変更後） 午前7時30分～翌午前1時
- 6 変更年月日 平成23年7月1日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年6月21日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年7月5日～平成23年11月5日
  - (3) 説明会 平成23年7月12日説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 佐倉市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年12月6日通知

<理由>

- (1) 今回の届出は、開店時刻について年間60日に限って1時間繰り上げていたものを通年にするものであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する佐倉市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：16,827㎡
- 2 駐車場の収容台数：878台
- 3 駐輪場の収容台数：210台
- 4 荷さばき施設の面積：181㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：88㎡
- 6 開店時刻：午前8時  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前7時30分～翌午前1時
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時30分～午後8時30分

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオン市川妙典店
- 2 所在地 市川市妙典五丁目103番地2ほか
- 3 建物設置者 株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 篠田喜義
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社ほか（業種：総合店ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 （変更前） 午前9時（年間60日は午前8時）  
 （変更後） 午前8時
  - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 （変更前） 午前8時（年間60日は午前7時）～翌午前1時  
 （変更後） 午前7時～翌午前1時
- 6 変更年月日 平成23年7月1日
- 7 処理経過
  - （1）届出日 平成23年6月21日
  - （2）公告縦覧期間 平成23年7月5日～平成23年11月5日
  - （3）説明会 平成23年7月11日説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - （1）市川市の意見 なし
  - （2）住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：19,151㎡
- 2 駐車場の収容台数：717台
- 3 駐輪場の収容台数：645台
- 4 荷さばき施設の面積：855㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：199.6㎡
- 6 開店時刻：午前8時  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前7時～翌午前1時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時30分～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年11月14日通知

<理由>

- （1）今回の届出は、開店時刻について年間60日に限って1時間繰り上げていたものを通年にするものであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- （2）法第8条第1項に規定する市川市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 南船橋ビビットスクエア
- 2 所在地 船橋市浜町二丁目4番712ほか
- 3 建物設置者 中央三井信託銀行株式会社 代表取締役 奥野順
- 4 小売業者名 株式会社ミスターマックスほか（業種：ディスカウントストアほか）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 荷さばき施設の位置及び面積
 

（変更前）	753㎡
（変更後）	868㎡
- 6 変更年月日 平成24年1月13日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年5月12日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年6月14日～平成23年10月14日
  - (3) 説明会 平成23年6月20日軽微変更承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 船橋市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年11月16日通知

<理由>

- (1) 今回の届出は、荷さばき施設の位置及び面積を変更するものであり、これに伴い荷さばき台数は増加せず、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する船橋市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：37,199㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,546台
- 3 駐輪場の収容台数：1,055台
- 4 荷さばき施設の面積：868㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：132㎡
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午前10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時30分～翌午前9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～翌午前6時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオン銚子ショッピングセンター
- 2 所在地 銚子市三崎町2丁目2698番4ほか
- 3 建物設置者 イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社ほか(業種：食料品、衣料品、日用雑貨ほか)
- 5 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 2,698台

(変更後) 1,999台

(2) 駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の減のため午前8時～午後10時の区分を削除

(3) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 18か所

(変更後) 12か所

- 6 変更年月日 平成24年3月14日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成23年7月13日
- (2) 公告縦覧期間 平成23年8月5日～平成23年12月5日
- (3) 説明会 平成23年7月28日不要承認

8 市町村・住民等の意見

- (1) 銚子市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年12月26日通知

<理由>

- (1) この届出は、使われていない駐車場の廃止の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第2項に基づく銚子市からの意見、同条第2項に基づく住民等の意見がともになかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：33,100㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,999台
- 3 駐輪場の収容台数：285台
- 4 荷さばき施設の面積：872㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：39㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
(年間1日に限り午前5時)  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時～午前0時  
(年間1日に限り午前4時30分～午前0時)
- 8 駐車場の出入口の数：12か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～翌午前6時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 野田みずきショッピングセンターI期
- 2 所在地 野田市みずき二丁目12番地
- 3 建物設置者 株式会社ライフ 代表取締役 古屋雅弘
- 4 小売業者名 株式会社いなげや ほか(業種：食料品ほか)
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (変更前) 開店時刻は午前10時（年間120日は午前9時）、閉店時刻は午後10時
    - (変更後) 開店時刻は午前9時、閉店時刻は午後10時
  - (2) 駐車場を利用することができる時間帯
    - (変更前) 午前9時30分（年間120日は午前8時30分）～午後10時30分
    - (変更後) 午前8時30分～午後10時30分
- 6 変更年月日 平成23年8月8日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年7月11日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年7月29日～平成23年11月29日
  - (3) 説明会 平成23年8月3日説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 野田市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年12月1日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時間の期間変更を通年にするもの、及びそれに伴う駐車場の利用時間の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく野田市からの意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がともになかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：3,742㎡
- 2 駐車場の収容台数：230台
- 3 駐輪場の収容台数：191台
- 4 荷さばき施設の面積：194㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：44㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後10時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 トムテビル
- 2 所在地 市川市国分二丁目708番地1ほか
- 3 建物設置者 有限会社トムテ 代表取締役 高木幹雄
- 4 小売業者名 株式会社ライフコーポレーション（業種：総合店）
- 5 変更しようとする事項

（1）駐車場の位置及び台数

（変更前） 2か所 32台

（変更後） 2か所 76台

（2）駐車場の自動車の出入口の位置

- 6 変更年月日 平成24年3月1日

7 処理経過

- （1）届出日 平成23年6月27日
- （2）公告縦覧期間 平成23年7月8日～平成23年11月8日
- （3）説明会 平成23年7月8日軽微変更承認  
平成23年7月8日説明会開催不要承認

8 市町村・住民等の意見

- （1）市川市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年11月29日通知

<理由>

- （1）この届出は、2か所の駐車場のうち1か所について契約継続ができなくなるため、当該駐車場を廃止し、1か所を追加することにより位置及び収容台数等を変更するものであり、追加する駐車場は既存の駐車場であり、周辺地機器の生活環境に及ぼす影響は軽微なものと認められること。
- （2）法第8条第1項に規定する市川市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- （3）千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,530㎡
- 2 駐車場の収容台数：76台
- 3 駐輪場の収容台数：102台
- 4 荷さばき施設の面積：88㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：12㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後10時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後9時



第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 西友本八幡店
- 2 所在地 市川市南八幡三丁目207番地1ほか
- 3 建物設置者 内田建物株式会社 代表取締役 内田正
- 4 小売業者名 合同会社西友ほか（業種：総合店ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - （1）駐車場の位置
  - （2）駐車場の出入口の位置
- 6 変更年月日 平成23年6月1日
- 7 処理経過
  - （1）届出日 平成23年5月30日
  - （2）公告縦覧期間 平成23年6月14日～平成23年10月14日
  - （3）説明会 平成23年6月15日 軽微変更承認  
平成23年6月15日 説明会開催不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - （1）市川市の意見 なし
  - （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年11月29日通知

<理由>

- （1）この届出は、2か所ある駐車場のうち1か所の位置を変更するもので、変更後の駐車場は既存の契約駐車場であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないと認められること。
- （2）法第8条第1項に規定する市川市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- （3）千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：3,918㎡
- 2 駐車場の収容台数：10台
- 3 駐輪場の収容台数：200台
- 4 荷さばき施設の面積：90㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：24㎡
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時45分～午前9時45分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前7時～午後8時

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 あびこショッピングプラザ
- 2 所在地 我孫子市我孫子四丁目142番1ほか
- 3 建物設置者 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 岡内欣也
- 4 小売業者名 株式会社イトヨーカ堂ほか（業種：総合店ほか）
- 5 変更しようとする事項  
駐輪場の位置
- 6 変更年月日 平成23年8月19日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年7月19日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年8月5日～平成23年12月5日
  - (3) 説明会 平成23年8月5日軽微変更承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 我孫子市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成23年12月7日通知

<理由>

- (1) 今回の届出は、敷地内駐車場の位置を変更するものであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないと認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する我孫子市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：18,645㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,071台
- 3 駐輪場の収容台数：385台
- 4 荷さばき施設の面積：571㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：603m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前7時30分～午後5時

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ららぽーとTOKYO-BAY
- 2 所在地 船橋市浜町二丁目1番1号
- 3 建物設置者 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信
- 4 小売業者名 株式会社東急ハンズほか（業種：住・生活関連品専門店ほか）
- 5 変更しようとする事項

## （1）駐輪場の位置

## （2）荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 2, 115㎡

（変更後） 1, 535㎡

## （3）廃棄物の保管施設の位置及び容量

（変更前） 195㎡

（変更後） 133㎡

## （4）駐車場の出入口の数及び位置

（変更前） 12か所

（変更後） 10か所

- 6 変更年月日 平成24年4月17日

## 7 処理経過

- （1）届出日 平成23年8月16日
- （2）公告縦覧期間 平成23年9月2日～平成24年1月2日
- （3）説明会 平成23年9月15日説明会不要承認

## 8 市町村・住民等の意見

- （1）船橋市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成24年1月24日通知

&lt;理由&gt;

- （1）今回の届出は、西館の建替え計画に伴う解体工事着手にあたり、駐輪場の位置等を変更するものであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：116,879㎡
- 2 駐車場の収容台数：5,883台
- 3 駐輪場の収容台数：1,170台
- 4 荷さばき施設の面積：1,535㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：133㎡
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：10か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

- (2) 法第8条第1項に規定する船橋市及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 (仮称)LEOモール
- 2 所在地 山武郡大網白里町みずほ台二丁目1番地1ほか
- 3 建物設置者 宍倉株式会社 代表取締役 宍倉弘哲
- 4 小売業者名 株式会社主婦の店ほか(業種：食料品ほか)
- 5 変更しようとする事項

(1) 店舗面積

(変更前) 1,650㎡

(変更後) 2,461㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 97台

(変更後) 110台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 34台

(変更後) 70台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 91㎡

(変更後) 151㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 26㎡

(変更後) 31㎡

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時

(変更後) 午後9時45分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時30分

(変更後) 午前9時30分～午後10時

<届出概要>

- 1 店舗面積：2,461㎡
- 2 駐車場の収容台数：110台
- 3 駐輪場の収容台数：70台
- 4 荷さばき施設の面積：151㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：31㎡
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午後9時45分
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

(8) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 2か所

(変更後) 4か所

(9) 荷さばき可能時間帯

(変更前) 午前5時～翌午前0時

(変更後) 午前6時～午後10時

6 変更年月日 平成24年2月29日

7 処理経過

(1) 届出日 平成23年7月28日

(2) 公告縦覧期間 平成23年8月16日～12月16日

(3) 説明会 平成23年9月17日 午前10時30分

8 市町村・住民等の意見

(1) 大網白里町の意見 なし

(2) 住民等の意見 なし

**第2 県の意見**

「意見なし」 平成24年1月4日通知

<理由>

- (1) この届出は、千㎡未満の増床等であり、それに伴い駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設を増加し、それぞれ指針を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく大網白里町からの意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がともになかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。